

第2節 防衛省・自衛隊の組織

1 防衛力を支える組織

1 防衛省・自衛隊の組織

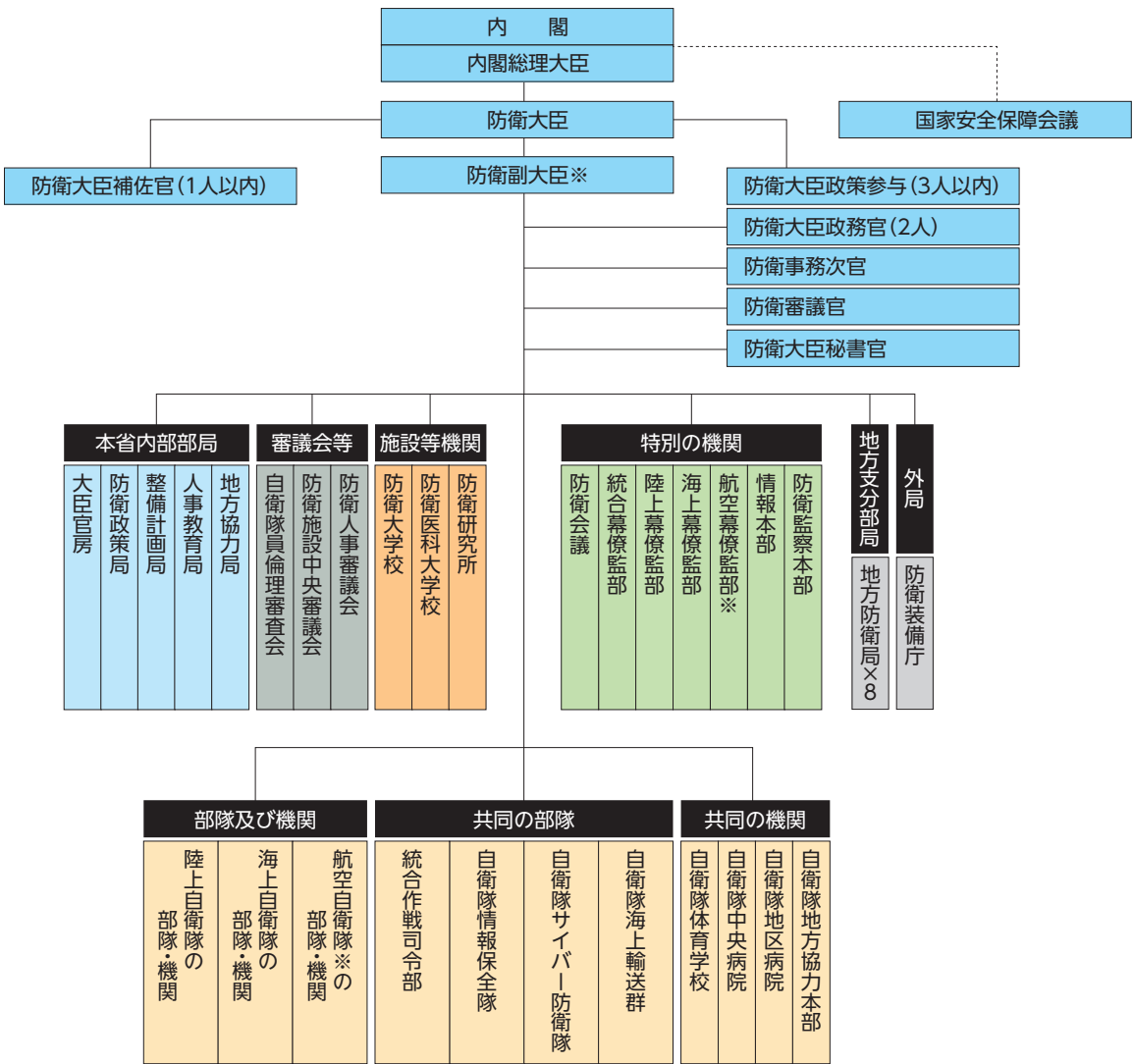
防衛省・自衛隊は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸・海・空自を中心に、様々な組織で構成されている。

防衛省と自衛隊は、ともに同一の組織を指している。「防衛省」という場合には、陸・海・空自の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、

「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

□ 参照 図表Ⅱ-3-2-1 (防衛省・自衛隊の組織図)、図表Ⅱ-3-2-2 (防衛省・自衛隊の組織の概要)、図表Ⅱ-3-2-3 (陸・海・空自衛隊の編成 (2025年度末時点))、図表Ⅱ-3-2-4 (主要部隊などの所在地 (イメージ) (2025年度末現在))、図表Ⅱ-3-2-5 (防衛省の職員等の内訳 (2026年3月31日現在))

図表Ⅱ-3-2-1 防衛省・自衛隊の組織図



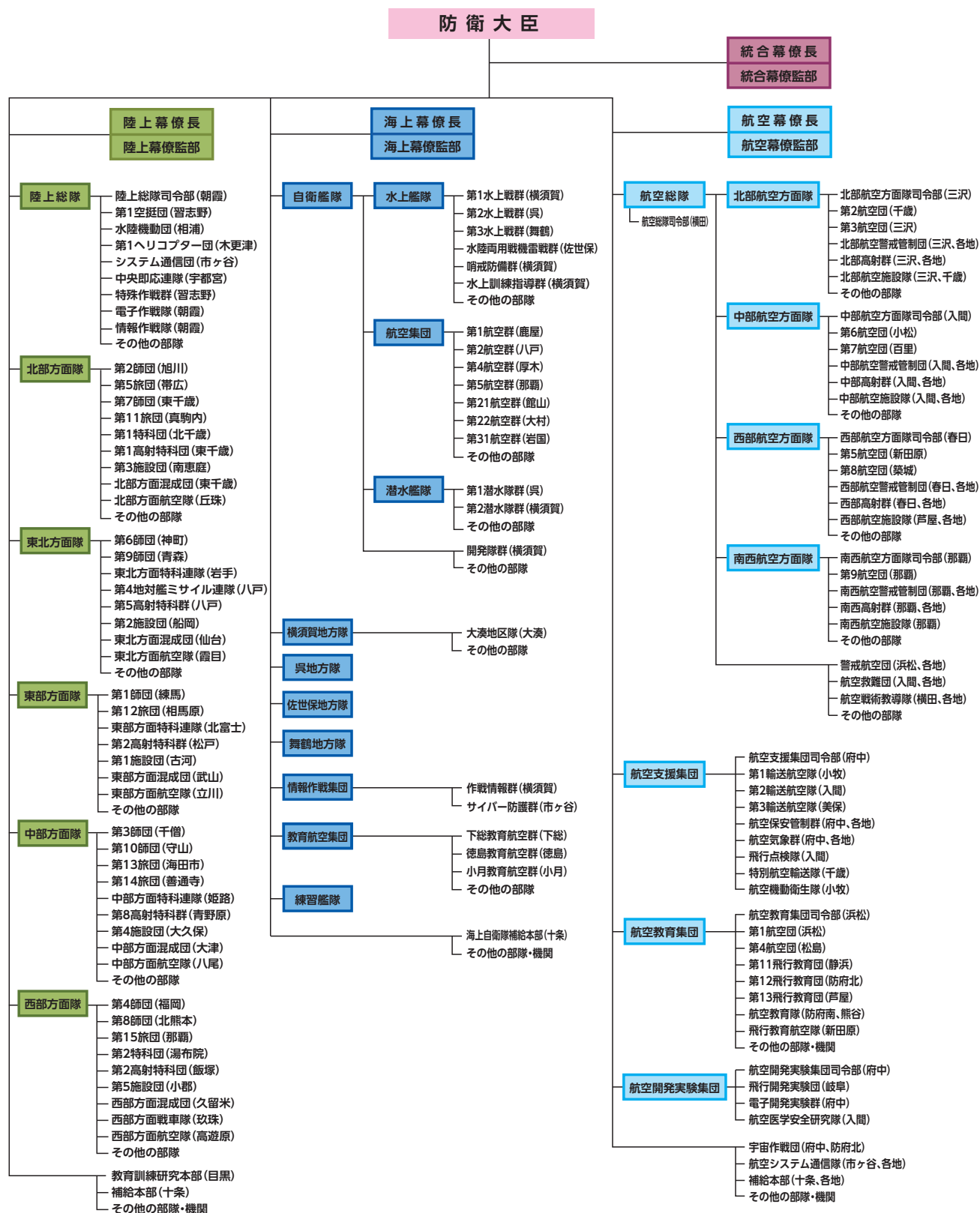
※第221回特別会において、防衛副大臣を1人体制から2人体制へ強化することや、航空自衛隊を航空宇宙自衛隊に改編することなどを内容とする防衛省設置法等の一部を改正する法律案が可決・成立した。

図表Ⅱ-3-2-2 防衛省・自衛隊の組織の概要

組 織	概 要
本省内部部局	●防衛省・自衛隊の業務の基本的事項(防衛・警備、自衛隊の行動などの基本(法令や政府レベルの方針の企画立案といった政策的・行政的業務)や人事、予算など)を担う組織 ●大臣官房のほか、防衛政策局、整備計画局、人事教育局、地方協力局の4局から構成
統合幕僚監部	●自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関 ●統合運用に関する防衛・警備に関する計画の立案、行動の計画の立案など ●自衛隊の運用に関する大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する命令は、統幕長が執行
陸上幕僚監部 海上幕僚監部 航空幕僚監部	●各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関 ●各自衛隊の防衛・警備に関する計画の立案、防衛力整備、教育訓練に関する計画の立案など
陸上自衛隊	●陸上総隊 ・空挺団、水陸機動団などを基幹として編成 ・陸自部隊の一体的運用を実現 ●方面隊 ・複数の師団、旅団やその他の直轄部隊(施設団、高射特科群など)をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面区の防衛にあたる ●師団・旅団 ・戦闘部隊、戦闘支援部隊、後方支援部隊などで編成
海上自衛隊	●自衛艦隊 ・水上艦隊、航空集団(固定翼哨戒機部隊などからなる。)、潜水艦隊などを基幹として編成 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる ●地方隊 ・4個の地方隊があり、主として担当区域の警備や自衛艦隊の支援にあたる
航空自衛隊	●航空総隊 ・4個の航空方面隊を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務にあたる ●航空方面隊 ・航空団(戦闘機部隊などからなる。)、航空警戒管制団(警戒管制レーダー部隊などからなる。)、高射群(地对空誘導弾部隊などからなる。など)をもって編成
防衛大学校	●幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 ●一般大学の修士・博士課程に相当する理工学研究科(前期・後期課程)と総合安全保障研究科(前期・後期課程)を設置
防衛医科大学校	●医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関 ●保健師・看護師である幹部自衛官や技官となるべき者を教育訓練するための機関 ●学校教育法に基づく大学院医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置
防衛研究所	●国立の安全保障に関する学術研究・教育機関 ●自衛隊の管理・運営に関する基本的な調査研究を実施 ・安全保障に関する調査研究 ・戦史に関する調査研究・戦史の編さん ・戦史史料の管理・公開 ●幹部自衛官その他の幹部職員との教育訓練を実施
情報本部	●わが国の安全保障にかかる各種情報の収集・分析・報告を行う防衛省の中央情報機関 ・画像・地理情報、電波情報、公開情報など各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えたうえで、省内各機関や関係省庁に対する情報提供を実施 ・総務部、計画部、統合情報部、分析部、画像・地理部、電波部と6つの通信所で構成
防衛監察本部	●防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場から監察する機関
地方防衛局 (全国8か所)	●地方における防衛行政全般についての機能を担う地方支分部局 ・地方公共団体や地域住民の理解・協力の確保、防衛施設の取得・管理・建設工事・基地周辺対策、装備品などの調達にかかる原価監査・監督・検査などを実施 ・北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄の8局で構成
防衛装備庁	●防衛装備品の効果的かつ効率的な取得や国際的な防衛装備・技術協力などを行う外局 ・統合的見地を踏まえ、防衛装備品のライフサイクルを通じた一貫したプロジェクト管理の実施 ・部隊の運用ニーズについて装備面への円滑・迅速な反映 ・新しい領域(防衛装備品の一層の国際化、先進技術研究への投資など)における積極的な取組 ・調達改革の実現と防衛生産・技術基盤の維持・強化の両立

図表Ⅱ-3-2-3

陸・海・空自衛隊の編成（2025年度末時点）



図表Ⅱ-3-2-4 主要部隊などの所在地（イメージ）（2025年度末現在）



図表Ⅱ-3-2-5 防衛省の職員等の内訳（2026年3月31日現在）

	特 別 職		一 般 職	
	定 員 内	定 員 外	定 員 内	定 員 外
防衛大臣 防衛副大臣 防衛大臣政務官(2人) 防衛大臣補佐官(1人以内) 防衛大臣政策参与(3人以内)	防衛大臣秘書官		事務官等 25人	非常勤職員
	自衛隊の隊員			
	防衛事務次官	自衛官候補生		
	防衛審議官	予備自衛官 47,900人		
	書記官等 882人	即応予備自衛官 7,981人		
	事務官等 20,345人	予備自衛官補 4,621人		
	自衛官 247,154人	防衛大学校学生		
		防衛医科大学校学生		
		陸上自衛隊高等工科学校生徒		
		非常勤職員		

(注) 1 定員数は法令上の定員(自衛官は法令上の定数)
2 防衛省の職員等の「等」は、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣秘書官を指す。

2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進言を行う防衛大臣政策参与や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局と機関の事務を監督する防衛事務次官や、国際関係業務などを総括整理する防衛審議官が置かれている。

そして、あらゆる事態への対処に万全を期しつつ、増大する政策課題にももしっかり対応しうる体制を構築するため、2026年度に防衛副大臣を1人体制から2人体制へ強化した。

そのほか、防衛省には、本省内部部局、統幕や陸・海・空幕と、外局である防衛装備庁が置かれている。本省内部部局は、防衛省・自衛隊の業務の基本的事項を担当しており、大臣官房長と各局長は防衛装備行政を担当する防衛装備庁長官とともに、防衛大臣に対する政策的見地からの補佐を行う。

統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関で

あり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的見地から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

このように、防衛省においては、防衛大臣が的確な判断を行うため、政策的見地からの大臣補佐と軍事専門的見地からの大臣補佐がいわば車の両輪としてバランス良く行われることを確保している。

□□ 参照 1章2節3項4（文民統制の確保）

3 地方における防衛行政の拠点

防衛省は、防衛行政全般の地方における拠点として地方防衛局を全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、大阪市、広島市、福岡市、^かで^な嘉手納町）に設置している。

地方防衛局は、防衛施設と地域社会との調和を図るための施策や装備品の検査などに加え、防衛省・自衛隊の取組に対して地方公共団体や地域住民の理解や協力を得るための様々な施策（地方協力確保事務）を行っている。

□□ 参照 Ⅲ部4章1節（地域社会との調和にかかる施策）

2 自衛隊の統合運用体制

自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、防衛省・自衛隊は、陸・海・空自を一体的に運用する統合運

用体制をとっている。また、宇宙・サイバー・電磁波といった領域を含め、領域横断作戦を実現しうる体制の構

策に取り組んでいる。

自衛隊の統合運用を担う組織は統幕であり、その長は統幕長である。統幕長は、統一的な運用構想を立案し、自衛隊の運用に関する軍事専門的見地からの防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、自衛隊の運用に関する防衛大臣の指揮は統幕長を通じて行い、自衛隊の運用に関する防衛大臣の命令は統幕長が執行する。その際、2以上

の自衛隊の部隊を運用する場合はもとより、単一の自衛隊の部隊を運用して対処する場合であっても、防衛大臣の指揮や命令は、統幕長を通じて行われる。

統幕は、自衛隊の運用に関する機能を担う一方、陸・海・空幕は、人事、防衛力整備、教育訓練などの部隊を整備する機能を担う。

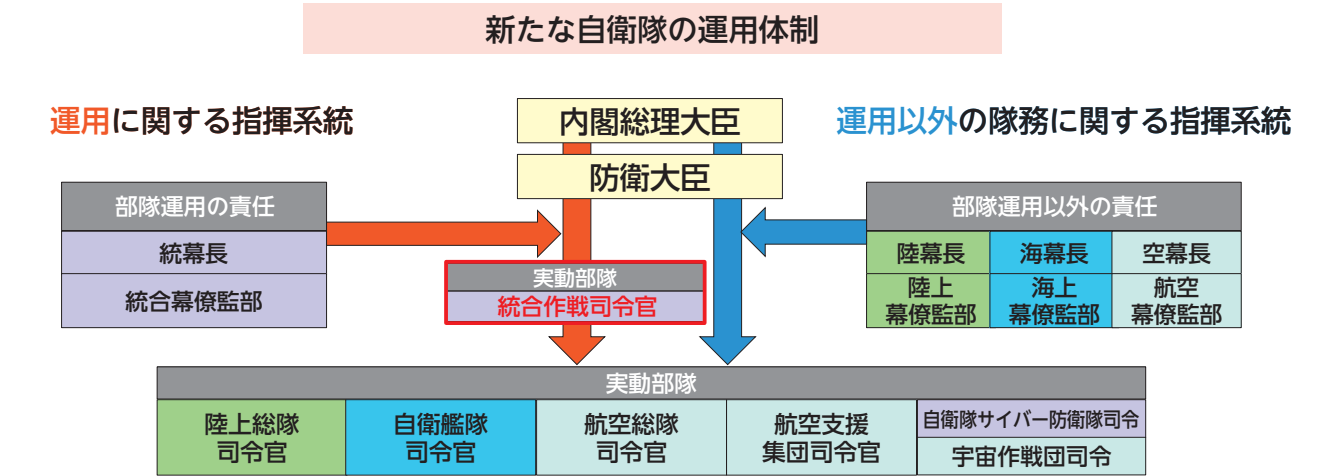
3 統合作戦司令部

国家防衛戦略や防衛力整備計画において、各自衛隊の統合運用の実効性の強化に向けて、平素から有事まであらゆる段階においてシームレスに領域横断作戦を実現できる体制を構築するため、陸・海・空自の部隊の一元的な指揮を行いうる常設の統合司令部を創設することとさ

れた。これを踏まえ、2025年3月に、常設の統合司令部として、統合作戦司令官を長とする「統合作戦司令部」を市ヶ谷に設置した。

参照 図表Ⅱ-3-2-6（自衛隊の運用体制と統合作戦司令部）

図表Ⅱ-3-2-6 自衛隊の運用体制と統合作戦司令部



1 意義

統合作戦司令部が新設されるまでは、統合作戦を行う際、必要に応じて、陸・海・空自の部隊のいずれか2以上の部隊からなる統合任務部隊¹を臨時に組織していた。このような体制下では、事態の状況や推移に応じた柔軟な防衛態勢を迅速に構築することができず、また、平素

から領域横断作戦に必要な態勢を整えることが困難であった。

統合作戦司令部の新設により、陸・海・空自による統合作戦の指揮などについて、平素から統合作戦司令部に一本化することができることとなった。また、平素から領域横断作戦の能力を練成することができるため、統合運用の実効性が向上し、迅速な事態対応や意思決定を行

1 自衛隊法第22条第1項または第2項に基づき、特定の任務を達成するために特別の部隊を編成し、または隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に所要の部隊を置く場合であって、これらの部隊が陸・海・空自の部隊のいずれか2以上からなるものをいう。弾道ミサイル対処や大規模災害対処など、様々な任務を迅速かつ効果的に遂行するためには、陸・海・空自を一体的に運用する必要があるため、単一の指揮官のもとに陸・海・空自にまたがる統合任務部隊を組織し、対応している。有事と災害の同時対処のような事態に対応するため、統合作戦司令部設置後においても、統合任務部隊を別途組織することは可能である。

うことが常統的に可能となった。

加えて、従来、統幕長はカウンターパートとして、米軍の中長期的な軍事戦略を担当する統合参謀本部議長と、自衛隊と米軍の共同作戦を担当するインド太平洋軍司令官の両者とそれぞれ調整していた。統合作戦司令部と統合作戦司令官の新設により、作戦にかかる米軍との調整をより緊密に行うことが可能となり、日米共同対処能力を強化することができるようになった。

2 統幕との関係

統幕は、自衛隊の運用に関し、軍事専門的見地から防衛大臣を補佐する「幕僚機関」である。一方、統合作戦司令部は、自衛隊の運用に関し、平素から全国の陸・海・空自の部隊を一元的に指揮することを念頭に置いて新設された「部隊」であり、これまで自衛隊には常設されて

いなかった機能である。

もともと、自衛隊の運用に関しては、防衛大臣の指揮は統幕長を通じて行い、防衛大臣の命令は統幕長が執行することとされていたところ、統合作戦司令部が新設された以降も、統幕長は、統合作戦司令部などの部隊に対して、自衛隊の運用に関する防衛大臣の指揮や命令を伝達し、またその範囲内で細部指示することとなる。

このように、両者は趣旨や位置づけが異なる組織であり、統合作戦司令部の新設に伴って、統幕の役割が変更されることはない。統合作戦司令部や統合作戦司令官は、統幕長を長とする統幕と役割を明確に分担している。

そして、統合作戦司令部を新設し、平素から全国の陸・海・空自の部隊を一元的に運用するという新たな機能を設けたことにより、統合運用の実効性が向上し、迅速な事態対応や意思決定を行うことが常統的に可能となった。